

かわ さき し
川崎市
あんしん
センター

自分では福祉サービスの利用契約や
日常的な金銭管理などに
不安のある高齢の方や、
障害のある方の財産や権利を守り
安心して日常生活を
送れるよう支援します。



しゃ かい ふく し ほう じん
社会福祉法人

かわ さき し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい
川崎市社会福祉協議会

「あんしんセンター」の取組み

自分らしい生活を送るために

認知症などで判断能力が低下している高齢の方や、障害のある方で、福祉サービスの利用契約や、日常的な金銭管理などの支援を必要とされる方に、成年後見制度の利用に向けた相談・支援や、日常生活自立支援事業の各種サービスを提供し、安心して地域で生活できるような支援をおこないます。

1

一般相談

高齢の方や障害のある方の生活や日常的な金銭管理などに関する相談をお受けします。

2

成年後見制度の利用に向けた相談

成年後見制度の利用を考えられている方の相談をお受けし、申立手続等の説明や、関係機関の情報提供をおこないます。

3

日常生活自立支援事業の実施

福祉サービスの契約や金銭管理などに不安がある方を対象に、福祉サービス利用の支援や日常的な金銭管理、書類等預かりのサービスを提供します。

4

成年後見事業（法人後見）の実施

経済的な理由等で後見人等が見つからないようなときに、法人で後見人等を受任し、活動します。

5

市民後見人推進機関

川崎市における市民後見人の養成、育成、支援について協議します。



き がる
お気軽に

こんな時にはあんしんセンターにご相談ください。

相談に関する秘密は固く守ります。相談は無料です。

- 日常的な金銭管理に不安がある
- 歩くのが不自由で銀行に行けない



- 通帳などの大切な書類や実印を何処にしまったか忘れてしまう



- 知らないものを購入するようしつこく言われ困っている



- 今は元気でも将来のことが心配
- 成年後見制度の内容や手続きについて知りたい



日常生活自立支援事業のご案内

サービスを利用できる人は…次の①②③の要件を満たす方です。

①川崎市にお住まいで

認知症高齢者・身体障害者・知的障害者・精神障害者等

または、おおむね65歳以上の方で、日常生活に援助の必要な方

②ご自分で金銭の支払や重要な書類の保管が困難な方

③ご本人の意思により利用申し込みを決めることができる方

(このサービスは契約をすることによって提供されます)

※判断能力が十分でなく契約ができない場合は、成年後見制度をご利用下さい。

※生活保護を受給されている方につきましては、各区域域みまもり支援センター(各地区健康福祉ステーション)保護課へお問い合わせください。



どんなことをしてくれるの…

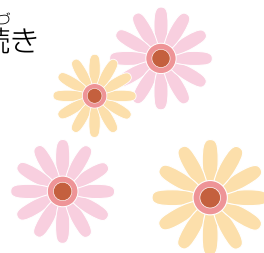
サービスの内容は次の通りです。

●福祉サービス利用援助サービス・日常的金銭管理サービス

- 福祉サービスの情報提供・助言
- 福祉サービスの利用手続き
- 福祉サービスの利用料の支払い
- 生活費の出金など、金銭の出し入れの手続き
- 家賃や公共料金、医療費などの支払い手続き

などをお手伝いします。

利用料：月額2,500円(基本料分500円を含む)



●書類等預かりサービス…大切な書類等を貸金庫でお預かりします。

- 定期や定額等の預貯金通帳の預かり
- 証書の預かり(保険証券・年金証書・不動産権利書、契約書類など)
- 印鑑の預かり

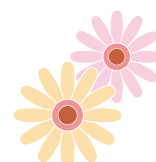
利用料：年額3,000円 または6,000円(金額の内容によりいずれかになります)

※ご自分で金融機関等の貸金庫の利用・手続きができる方は、サービスの利用対象にはなりません。

※日常的に使用するものや出し入れが頻繁なものは、お預かりできません。

※定期や定額の預貯金の預け替えなどの、資産運用はできません。

※現金・貴金属類・骨董品などはお預かりできません。また、遺言書も原則として、お預かりできません。



日常生活自立支援事業では、高齢者や障害がある方の権利擁護にかかわる相談(総合相談)を受けています。また、高齢者や知的障害、精神障害、身体障害などにより、ご本人自身では福祉サービスの利用契約や金銭の管理などに不安のある方に対し、各種サービスの提供をおこなっています。なお、事業の実施は、各区社会福祉協議会のあんしんセンターでおこなっています。問合せ先は、裏表紙をご覧ください。

サービスを利用するまでの流れ

相談受付

お住まいの区のアんしんセンターにご連絡ください。
※問合せ先は裏表紙をご覧ください。

訪問・相談

あんしんセンターの職員が訪問して、相談をお受けします。
必要なお手伝いの内容について話し合います。

利用申込

ケース検討会議 契約能力判定審査会

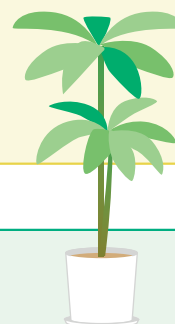
ケース検討会議 月2回
契約能力判定審査会 2ヵ月に1回にて、
利用の適否について検討します。

契約・支援計画作成

センターと利用される方で契約を結びます。
提供するサービスについて確認します。

サービス開始

支援計画に基づいて生活支援員が定期的に訪問してサービスを提供します。

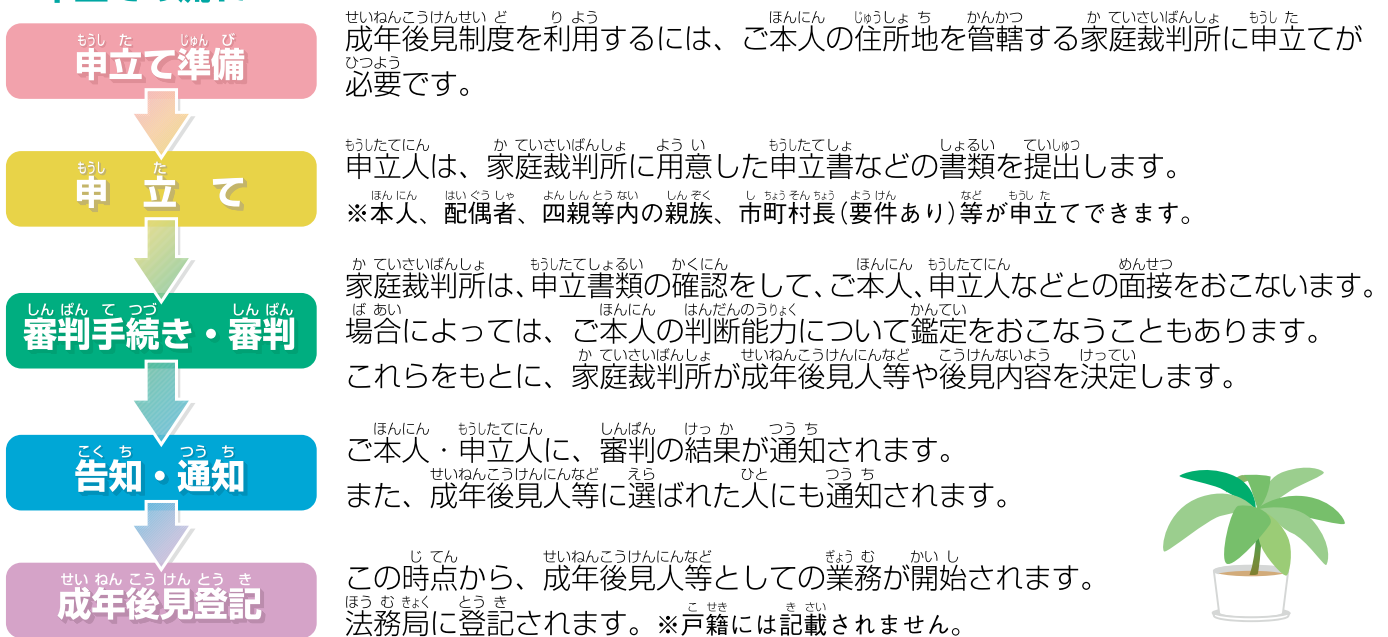


成年後見制度のご案内

法定後見制度…ご本人の判断能力の程度に応じて、支援内容が3つに分かれます

- **補 助** 物忘れがあったり、理解力に不安を感じる人が対象となります。補助人と、同意をしながら契約行為などをおこないます。
- **保 佐** 判断能力がかなり不十分な状態の人が対象となります。保佐人と、契約行為について同意をしたり、保佐人の判断で進めたりします。
- **後 見** 判断能力が無い方、寝たきりで意識が無い方などが対象となります。ご本人に代わって、成年後見人が全ての法律行為をおこないます。

● 申立ての流れ



成年後見制度の申立て先……………

- 横浜家庭裁判所川崎支部 後見係
住 所 ● 川崎区富士見1-1-3
電 話 ● 044-222-1671
手続案内 ● 月～金(祝日は除く)

8:30～12:00 13:00～17:00

【横浜家庭裁判所のホームページ】

<http://www.courts.go.jp/yokohama/saiban/tetuzuki/kasaikouken/index.html>

※申立書や記入例等がダウンロードできます。

身寄りがいない方等の法定後見申立て……………

- 各区役所高齢・障害課または地区健康福祉ステーション
- 川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室(高齢者)
電 話 ● 044-200-2470
- 川崎市健康福祉局障害計画課(障害者)
電 話 ● 044-200-0871

成年後見制度の相談……………

- 神奈川県弁護士会「みまもりダイヤル」(弁護士)
電 話 ● 045-211-7720
(相談日 月～金 9:30～12:00・13:00～16:30)
- 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート神奈川支部(司法書士)
電 話 ● 045-663-9180(電話相談専用)
(相談日 月・金 15:00～17:00 水 10:00～12:00)
● 面接相談：要予約(受付 月～金 10:00～17:00)
面接予約電話番号：045-640-4345
- 公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 ばあとなあ神奈川(社会福祉士)
電 話 ● 045-314-5500(電話相談専用)
(相談日 火・木 14:00～17:00)
● 面接相談：要予約
- 公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター神奈川支部(行政書士)
電 話 ● 045-222-8628(相談日 月～金 13:00～16:00)
- 東京地方税理士会 成年後見支援センター(税理士)
電 話 ● 045-315-2070(電話相談専用)
(相談日 第1～第4 水
10:00～12:00(受付 10:00～11:30)
13:00～16:00(受付 13:00～15:30))
- 川崎市成年後見支援センター
電 話 ● 044-712-8071(相談日 月～金 8:30～17:00)
※ 祝日及び年末年始を除く

成年後見制度のしくみは…成年後見制度には、既に判断能力が十分でない場合に利用できる「法定後見」と、判断能力が十分でなくなった時のためにあらかじめ後見人を定めておく「任意後見制度」があります。

任意後見制度

ご本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と、後見してもらう内容について公正証書で契約しておくことにより、ご本人の判断能力が十分でなくなった時に、あらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがい、任意後見人がご本人を援助する制度です。

●申立ての流れ

任意後見契約の準備

任意後見人になってくれる人(任意後見受任者)を探します。
身近に任意後見人になってくれる人がいない場合、第三者後見人の利用もできます。

また、どのようなことを後見してもらうか、内容についても確認しておきます。

任意後見契約

公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を締結します。

ご本人の判断能力が不十分になった場合

任意後見監督人選任の申立て

本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見人受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人選任(選ばれること)の申立てをおこないます。
任意後見監督人とは、任意後見人を監督する人です。

任意後見人の選任

任意後見監督人が選任されると、後見が開始されます。

公正証書の作成について…

- 公正証書は、お近くの公証役場で作成してもらって下さい。
- 外出が困難な場合は、出張してもらうことも可能です(別途出張費がかかります)。

川崎公証役場
溝の口公証役場

川崎区駅前本町3-1
高津区溝口3-14-1

NMF川崎東口ビル11階
田中屋ビル2階

044-222-7264
044-811-0111

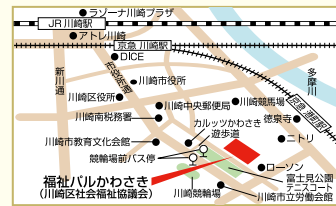


「川崎市あんしんセンター」で実施する成年後見事業(法人後見)とは？

平成12年の成年後見制度の開始により、法人についても、後見人等となることが可能となりました。
そこで、経済的理由等により、後見人等が見つからないような場合、一定の条件の下、家庭裁判所から依頼があった際に、専門的な委員による検討により要件を審査し、後見人等として業務を受任します。

れんらくさき あんしんセンターの連絡先

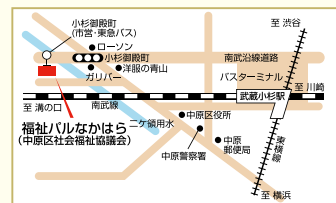
● **川崎区あんしんセンター（川崎区社会福祉協議会）**
住所 ● 〒210-0011 川崎区富士見1-6-3
読売川崎富士見ビルB-1棟6階 福祉パルかわさき内
電話 ● 245-1144 FAX ● 211-8741



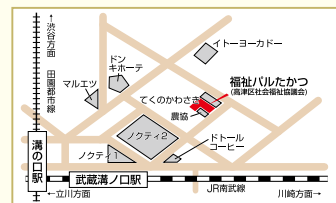
● **幸区あんしんセンター（幸区社会福祉協議会）**
住所 ● 〒212-0023 幸区戸手本町1-11-5
さいわい健康福祉プラザ 福祉パルさいわい内
電話 ● 556-5082 FAX ● 556-5577



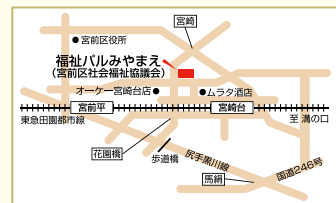
● **中原区あんしんセンター（中原区社会福祉協議会）**
住所 ● 〒211-0067 中原区今井上町1-34
和田ビル1階 福祉パルなかはら内
電話 ● 722-6122 FAX ● 711-1260



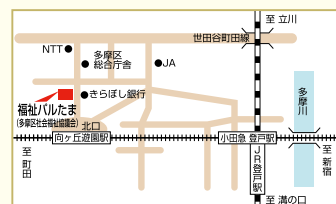
● **高津区あんしんセンター（高津区社会福祉協議会）**
住所 ● 〒213-0001 高津区溝口1-6-10
てくのかわさき3階 福祉パルたかつ内
電話 ● 812-5833 FAX ● 812-3549



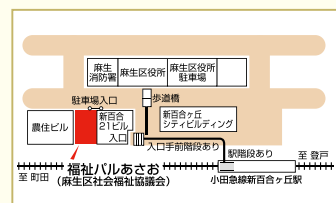
● **宮前区あんしんセンター（宮前区社会福祉協議会）**
住所 ● 〒216-0033 宮前区宮崎2-6-10
宮崎台ガーデンオフィス4階 福祉パルみやまえ内
電話 ● 856-5788 FAX ● 852-4955



● **多摩区あんしんセンター（多摩区社会福祉協議会）**
住所 ● 〒214-0014 多摩区登戸1891
第3井出ビル3階 福祉パルたま内
電話 ● 933-2411 FAX ● 911-8119



● **麻生区あんしんセンター（麻生区社会福祉協議会）**
住所 ● 〒215-0004 麻生区万福寺1-2-2
新百合21ビル1階 福祉パルあさお内
電話 ● 952-5711 FAX ● 952-1424



● **川崎市あんしんセンター（川崎市社会福祉協議会）**
住所 ● 〒211-0053 中原区上小田中6-22-5
川崎市総合福祉センター6階
電話 ● 739-8727 FAX ● 739-8738

